

中学校 対応表	「知財創造教育」の目標 自分たちの社会が様々な知的財産により豊かになっていることに気付くとともに、それらがどのように継承もしくは普及されてきたのかを知ることにより、知的財産を保護したり活用したりする意義について理解を深め、楽しみながら自ら創造していこうとする態度を育成する。	
知財創造教育の 三つの柱 (学習指導要領に おける資質・能力の 三つの柱に対応)	知財創造教育における学習内容 (学習指導要領の「内容」及び「内容の取扱い」(抜粋)に対応)	各種教材 (例示) ※左列の各事項の指導を行う際に、知財創造教育の観点から、活用可能な教材を例示(なお、取り扱う際には、教材には、該当事項の範囲に含まれない内容や生徒の発達の段階に合わない内容が含まれていることに留意し、学習状況に応じて活用すること。)
(1) 知的財産のきまりを知る	(国語)引用の仕方や出典の示し方について理解を深め、それらを使う(第2の〔第1学年〕2〔知識及び技能〕(2)イ) ← (社会)人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解する(第2の〔公民的分野〕2C(1)ア(ア)) (音楽)必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにする(第3の2(1)カ) ← (美術)必要に応じて、美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにする(第3の2(7)) (技術・家庭)著作権を含めた知的財産権、(略)が重要であることについても扱う(第2の〔技術分野〕3(4)ア) ←	①「みんなのための著作権教室(引用)」(著作権情報センター) ②「著作権教育 5分間の使い方ー音楽の授業で(合唱の動画を学校HPに掲載)」(文化庁) ③「ミライーノひろば(他人にマネされないためには)」(経産省)
(学習指導要領の「知識及び技能」に相当)	<p>《参考》【日本知財学会「知財教育の体系化の例」から抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知財制度の概要がわかる ・産業の発展と産業財産権の関係がわかる ・(自分や他者の著作権と著作物利用の判断基準がわかる) 	
(2) 新しい創造をするための 思考力、判断力、表現力等を育成 する	<p>【学習指導要領の中の指導事項(各教科の「2 内容」)のすべてが該当】 以下、指導事項の例示</p> <p>(数学)第2の〔第1学年〕2D (1) データの分布について、数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 目的に応じてデータを収集して分析し、そのデータの分布の傾向を読み取り、批判的に考察し判断すること。</p> <p>(数学)第2の〔第2学年〕2D (1) データの分布について、数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 四分位範囲や箱ひげ図を用いてデータの分布の傾向を比較して読み取り、批判的に考察し判断すること。</p> <p>(数学)第2の〔第3学年〕2D (1) 標本調査について、数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 標本調査の方法や結果を批判的に考察し表現すること。 (イ) 簡単な場合について標本調査を行い、母集団の傾向を推定し判断すること。</p> <p>(技術・家庭) 第2の〔技術分野〕2 A 材料と加工の技術 (2) 生活や社会における問題を、材料と加工の技術によって解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 イ 問題を見いだして課題を設定し、材料の選択や成形の方法等を構想して設計を具体化するとともに、製作の過程や結果の評価、改善及び修正について考えること。</p>	④「数学が分かると未来が見える!?ープロに学ぶデータ分析とデータに関わる仕事の今」(日本IBM) ⑤「日本弁理士会の学校教育支援のご紹介ー生活の中の「ちょっとした不便」を解決する発明」(日本弁理士会)
(学習指導要領の「思考力、判断力、表現力等」に相当)	<p>《参考》【日本知財学会「知財教育の体系化の例」から抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報を収集・分析し、多様なアイデアを思考できる ・発想したアイデアを論理的に表現ができる ・意欲を持って協同しての創造的な活動ができる 	
(3-1) 新しいものを創造しようと する態度を育成する (3-2) 創造されたものを尊重する 態度を育成する	(音楽)自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図る(第3の2(1)カ) (美術)創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図る(第3の2(7)) (技術)知的財産を創造、保護及び活用しようとする態度、(略)を養う(第2の3(6)イ) (道徳)法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努める(第2のC〔遵法意識、公德心〕)	
(学習指導要領の「学びに向かう力、人間性等」に相当)	<p>《参考》【日本知財学会「知財教育の体系化の例」から抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知財の知識をもとに知財を尊重する気持ちが持てる ・創造的な活動の中で知財に配慮できる <p>【中学校WG】いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、他人を尊重する気持ちを持つ</p>	
《参考》 総則	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること(第1の2(2)) ・(…略…)豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動(…略…)の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしなが、教育活動の充実に努めるものとする(第1の3) 	